**公益財団法人長田ふるさと財団**

**平成３０年度助成事業募集要綱**

**募集の目的**

県民の福祉、教育、文化及び国際交流活動の推進に寄与する目的で各種団体等（以下「助成事業者」という。）が自主的かつ活発に推進する事業に対して、助成金を交付する。

**助成対象事業**

　助成事業者が主催（自主企画）して実施する次に掲げる事業

（１） 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業

（２） 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業

（３） 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業

（４） 地域づくりの推進に関する事業

（５） 看護の促進に関する事業

　　 なお、事業の実施期間を年度末までとする事業については、実績報告書が

　 ３月３１日までに必ず提出できる事業であること。

**助成金の額**

　助成対象事業を実施するために必要な経費（助成対象経費）の２分の１以内で、３０万円を限度とする。

**応募の要件**

１　助成対象事業は、次の事項のいずれにも該当するものであること。

（１） 営利を目的とする事業でないこと。

（２） 国、地方公共団体及び民間の団体から助成を受ける事業でないこと。

（３） 助成対象経費が２０万円以上の事業であること。

（４） 新規の事業であること。

（５） １団体１要望であること。

２　助成対象経費は、次の経費を除くものとする。

（１） 事業実施団体の構成員（会員）が講師をした場合に支払う講師謝金・旅費等

（２） 飲食費（但し、当該事業の実施に伴い直接必要な材料費は可。）

（３） 完成品を参加者個人の所有に属させる場合に用いた材料費

（４） 当該団体の通常の運営の用に供する消耗品、物品等の購入経費

（５） 備品購入費（但し、当該事業の実施に不可欠な備品で、助成対象経費

　　　の３０％以内のものは可。）

（６） 事業参加者の航空券経費（但し、当該事業の実施に不可欠な航空券経費は、航空券代金の１／３を助成対象経費とする。）

３　助成の期間は、３年間を限度とする。

**審　　査**

　公益財団法人長田ふるさと財団運営委員会にて行う。

**助成事業数**

　予算の範囲内による。

**募集期限**

平成３０年１月１９日（金）（必着）

**応募の方法**

　別紙平成３０年度助成事業要望書に必要事項を記入の上、必要資料を添付し、公益財団法人長田ふるさと財団事務局に提出。

**応募先（問い合わせ先）**

公益財団法人 長田ふるさと財団 事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　山梨県庁県民生活・男女参画課内

　　電話：０５５－２２３－１３５１　FAX：０５５－２２３－１３２０